

令和 2 年

第 1 回市議会定例会 議案第 4 5 号

函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区内における建築

基準法の制限の緩和に関する条例の一部改正について

函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区内における建築

基準法の制限の緩和に関する条例の一部を改正する条例

函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例（平成 5 年函館市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号」の後ろに「。以下「令」という。」を加える。

第 6 条第 1 項中「，大規模の修繕または大規模の模様替」を削る。

第 8 条の見出しを「（準防火地域内の木造以外の建築物の開口部の制限の緩和）」に改め，同条各号列記以外の部分中「別表第 6」を「別表第 7」に，「第 6 4 条」を「第 6 1 条（令第 1 3 6 条の 2 第 4 号に掲げる建築物に係る部分に限る。）」に改め，同条第 1 号中「アルミニウム製」を「アルミニウム製」に改め，同条を第 9 条とする。

第 7 条の見出しを「（準防火地域内の木造の建築物の外壁等の制限の緩和）」に改め，同条各号列記以外の部分中「別表第 5」を「別表第 6」に改め，「，大規模の修繕または大規模の模様替」を削り，「軒裏」の後ろに「ならびに外壁の開口部」を加え，「第 6 2 条第 2 項」を「第 6 1 条（令第 1 3 6 条の 2 第 3 号に掲げる建築物に係る部分に限る。次項において同じ。）」に改め，同条に次の 2 号を加える。

(3) 開口部の内側の建具をアルミニウム製または鋼製のものとするこ

と。

(4) 開口部の内側の建具のガラスを網入ガラスまたはこれと同等以上の防火性能を有するものとする。

第7条に次の1項を加える。

2 別表第6に掲げる建築物について大規模の修繕または大規模の模様替をする場合においては、当該建築物の外壁の開口部について次に掲げる措置を講じたものまたは当該建築物の外壁の開口部のうち道路に面する部分については、法第61条の規定は、適用しない。この場合において、当該建築物の外壁および軒裏についても、同条の規定は、適用しない。

(1) 開口部の内側の建具をアルミニウム製または鋼製のものとする。

(2) 開口部の内側の建具のガラスを網入ガラスまたはこれと同等以上の防火性能を有するものとする。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(準防火地域内の建築物の開口部等の制限の緩和)

第7条 別表第5に掲げる建築物について大規模の修繕または大規模の模様替をする場合においては、当該建築物の外壁の開口部について次に掲げる措置を講じたものまたは当該建築物の外壁の開口部のうち道路に面する部分については、法第61条（令第136条の2第2号に掲げる建築物であって、準防火地域内にあるものに係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定は、適用しない。この場合において、当該建築物の主要構造部についても、法第61条の規定は、適用しない。

(1) 開口部の内側の建具をアルミニウム製または鋼製のものとする。

(2) 開口部の内側の建具のガラスを網入ガラスまたはこれと同等以上の防火性能を有するものとする。

別表第1備考中「別表第6」を「別表第7」に改める。

別表第3中

55	主 屋	函館市元町32番地39	を
----	-----	-------------	---

55	主 屋	函館市元町32番地39	に
61	主 屋	函館市末広町18番地29, 30	
62-3, 62-4	門 , 塀	函館市元町33番地1, 2, 3, 21	

改める。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第7条関係）

保存計画番号	種 別	所 在 地
58	主 屋	函館市大町9番地1, 2

別表第6中

2-1, 2-2	主屋, 蔵	函館市末広町13番地5	を
7	主 屋	函館市末広町14番地2	

2-1, 2-2	主屋, 蔵	函館市末広町13番地5	に,
----------	-------	-------------	----

58	主 屋	函館市大町9番地1, 2	を
----	-----	--------------	---

61	主 屋	函館市末広町18番地29, 30	に
----	-----	------------------	---

改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第7（第9条関係）

保存計画番号	種 別	所 在 地
7	主 屋	函館市末広町14番地2

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

建築基準法および建築基準法施行令の一部改正に伴う準防火地域内の建築物に対する建築基準法の制限の緩和に関する規定の整備等をするため